

第63回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成19年9月28日（金）第63回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午後3時

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	綿貫	祥一	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	伊賀	央	6番	豊岡市	岡谷	邦人
7番	新温泉町	岡本	和雄	8番	新温泉町	小林	一義
9番	豊岡市	門間	雄司	10番	豊岡市	椿野	仁司
11番	豊岡市	福田	嗣久	12番	豊岡市	古池	信幸
13番	新温泉町	田中	要	14番	新温泉町	宮脇	諭
15番	香美町	後垣	晶一	16番	香美町	柴田	幸一郎
17番	豊岡市	升田	勝義	18番	豊岡市	森井	幸子
19番	豊岡市	青山	憲司				

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
副管理者兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	原 重喜
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町長	藤原久嗣
新温泉町長	馬場雅人

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて
 - 専決第1号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 専決第2号 助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8号議案 平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 開 議
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 諸般の報告
8. 報告第1号並びに第7号議案～第8号議案
 - 一括上程
 - 管理者提案説明
 - 各議案ごとに説明・質疑・討論・表決
9. 閉会宣言
10. 議長あいさつ
11. 管理者あいさつ

〔議長開会あいさつ〕

議長（青山憲司） ご苦労さまです。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

中秋の名月を過ぎましてもまだまだ残暑が厳しいきょうこのごろ、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第63回北但行政事務組合議会臨時会を開催する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

さて、今期臨時会に上程されます案件は、報告2件、条例改正1件、補正予算1件の合計4議案でございます。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から念願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが、開会のごあいさつといたします。

開会 午後3時01分

議長（青山憲司） ただいまの出席議員数は19名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第63回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

議長（青山憲司） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、新たに北但行政事務組合議会議員になられた長瀬幸夫議員は1番、山本賢司議員は2番、伊賀央議員は5番、後垣晶一議員は15番、柴田幸一郎議員は16番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（青山憲司） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、古池信幸議員、升田勝義議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（青山憲司） 日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

12番古池信幸議員。

議会運営委員会委員長（古池信幸） 12番古池。第63回北但行政事務組合議会臨時会の運営につきまして報告いたします。

今期臨時会の議事運営につきましては、会期については、本日1日間といたします。

次に、日程については、お手元に配付されております議事順序に従い、報告第1号の専決第1号及び専決第2号並びに第7号議案及び第8号議案を議題として、当局より説明を受け、質疑、討論、表決を行い、今期臨時会を閉会することといたしております。

以上、報告のとおり、今期臨時会の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（青山憲司） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日

1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

議長(青山憲司) 日程第4、諸般の報告についてでございますが、諸般の報告は特にございません。

日程第5 報告第1号並びに第7号議案～第8号議案(専決処分したものの承認を求めることについて外3件)

議長(青山憲司) 日程第5、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について外3件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

管理者(中貝宗治) 開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝夕ようやく涼しくなり、好季節を迎えました。本日、第63回北但行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会賜り、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し、深く敬意を表する次第です。

さて、今臨時会に私から提案します案件は、報告2件、条例改正1件、補正予算1件の合計4件です。

それでは、提出議案の説明に先立ち、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

先月8月31日開催の第45回北但行政事務組合議会議員協議会において、本組合は、上郷区での建設を断念し、改めて一から候補地を選定する旨を申し上げます。また、新たな候補地の選定につきましては、考えられる選定方式として、直接決定方式、選定委員会方式、公募方式の3方式について資料をもとに説明するとともに、収集運搬効率を考慮した施設候補地選定範囲の考え方を示し、ご意見を拝聴させていただいたところです。

その後、構成市町長会等において議員各位のご意見も参考にしながら検討した結果、資料1にお示ししておりますとおり、選定委員会方式を採用することに決定いたしました。

直接決定方式、選定委員会方式、公募方式の3方式の長所、短所を比較検討した結果、まず、公募方式については、完成目標年度までの時間的余裕がない中、応募者があるかどうかかわからないという決定的なリスクが存在することから、採用することができないものと判断しました。そこで、残る2方式について比較検討した結果、選定委員会方式には、委員会を構成する学識経験者と市町住民から選任された委員によるさまざまな立場からの議論が交わされることによって、より妥当な結論が得られやすいとの利点がある反面、直接決定方式には行政の恣意的判断ではないかとの疑念が出やすいとのマイナス面があります。以上のことから、選定委員会方式が妥当であるとの判断に

至った次第です。

なお、選定委員会の設置等、この方式をもって選定を進めるために要します費用について、補正予算を提案していますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号は、専決処分した2件の条例改正について報告し、承認を求めるものです。

専決第1号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、4月1日から休息時間を廃止し、午前の勤務時間を8時30分から午後0時15分にするものです。また、あわせて特別休暇等についても改正を行っております。

専決第2号助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、4月1日より地方自治法の改正に伴う組合規約の改正により、助役を副管理者に改正するものです。

第7号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第8号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)は、選定委員会方式において選定委員会を設置するための委員報償費、旅費等を補正するものですが、財源は目内での組み替えで対応し、不足分を予備費から流用しています。

以上で私の総括説明を終わり、議案ごとの詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(青山憲司) 続いて、議案ごとの説明に入ります。

専決第1号について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) それでは、報告第1号の説明でございます。報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてご説明申し上げます。

去る3月31日付及び4月1日付で専決処分をいたしましたものがそれぞれ1件ございます。これについて承認を求めるものでございます。

1ページからが議案でございます。1、3というぐあいに議案を掲げております。この件につきましては、2月の開催の第43回の議員協議会におきましてご報告を申し上げて、事前のご了解をお願いしたところでございます。

まず、専決1号でございますが、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。8ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。実は、議員協議会でご説明申し上げましたのは、国及び豊岡市等に倣いまして、昼の時間に設けておりました15分の休息時間を廃止する部分のみの改正をご説明申し上げたわけでございますが、対照表の第4条の改正がそれに該当してございます。しかし、今回の改正の際に、この条例につきまして、豊岡市を初め構成市町の条例と比較検討をいたしましたところ、各市町では市町合併時に新たな条例が制定されておまして、それらの条例との内容が我々の条例とそごが生じておる部分がございます。こういうことが発見されましたので、これに伴いまして、これまでの間、構成市町から派遣を受けてお

りました組合職員が非常に不利な状況に置かれていたというようなこともございます。つきましては、この際、これらのような点につきましても構成市町と同様とするような専決の処分をあわせ行わせていただいたわけでございます。改正につきましても事前点検が不十分であったということにつきまして、議員協議会での説明とは一部異なる改正になりましたことにつきまして、深くおわびを申し上げますとともに、事情をご賢察いただきたいと存じます。

前置きが長くなりましたけれども、まず、第4条の改正でございます。8ページ。現行部分を全面改正することによって、先ほど申し上げました15分の休憩時間を廃止しております。改正案の方では、この4条は、これまで規定がございませんでした育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、新たにここで定めさせていただいております。

それから、10ページになりますが、改正第6条第1項第5号でございます。休暇の種類の制度として、構成市町には既に設けられております組合休暇というものが我々の現行の条例にはございませんでした。これは当然制度上も認められておりますものですから、これを新たに加えさせていただいております。第9条の特別休暇の改正では、豊岡市の例に倣いまして、その種類と期間を規則で定めることといたしております。なお、特別休暇の日数につきましても、組合職員の場合、現行日数が少ないなどの不利な状況がございましたので、構成市町の例に倣いまして、先ほども申し上げましたように、規則におきまして、同様の改正を行わせていただいております。

11ページでございます。第10条第3項でございますけれども、職員の給与条例を平成18年の10月に全部改正を行いました。これに伴いまして、同時にこれを引用している部分につきまして、給与条例の条例番号等の改正が必要でございましたが、改正が一部漏れておりました部分がございます。これを正しく改正させていただきました。大変申しわけなく存じます。

それから、12ページでございます。これは、第11条は、新たに休暇の種類に組合休暇を加えたことに伴い必要事項を規定をしておりますし、改正案の第12条、第13条は、11条を新たに挿入したために、条番号をそれぞれ1条ずつ繰り下げたものでございます。

7ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議長（青山憲司） 専決第2号について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは次に、専決第2号でございます。13ページでございます。助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、16ページの新旧対照表をごらんください。今回の改正は、先ほど管理者が申し上げましたとおり、組合規約を4月1日に改正したことによりまして、助役の名称が副管理者ということに変わりましたので、これによるものでございます。条例の題名及び第1条から第5条まではいずれもこの改正でございます。さらに17ページでございますけれども、第5条第2項におきまして、この際、括弧内の表現につきまして、条例名を組合の名前も加えました正しい条例の表現に改めさせていただいております。

15ページに戻っていただきまして、附則でございます。規約同様、平成19年4月1日からの施行

ということでございます。以上でございます。

議長（青山憲司） 続いて、第7号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは次に、第7号議案でございます。19ページです。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

22ページの新旧対照表をごらんください。第7条の改正でございます。第7条は、部分休業することができない職員を定めたものでございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正をされました。これに伴いまして、条例で引用しております法第9条第1項の条番号並びに項番号がそれぞれ第19条第1項に改正されたことによるものでございます。

21ページに戻っていただきまして、附則でございます。公布の日から施行するというものであります。以上です。

議長（青山憲司） 続いて、第8号議案について説明を求めます。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案についてご説明を申し上げます前に、既にお手元にお届けをさせていただいております8号議案の資料をご説明をさせていただきたいというふうに思います。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。この資料、施設候補地選定方式の検討につきましては、先ほど管理者が説明をいたしましたとおり、選定委員会方式に決定をいたしました検討資料でございます。上段の表は、去る8月31日に開催されました議員協議会におきまして3方式についてご説明をさせていただき、議員各位のご意見、ご提案をいただいたものであります。その後、検討するに当たりましては、下の表に記載しています内容のとおり、各方式ごとの長所、短所を詳細に分析をいたしまして、比較検討をしたわけでございます。その結果、選定委員会方式に決定をしたということでございます。

簡単に長所、短所をご説明をしておきたいと思えます。

直接決定方式の場合の長所は、候補地の選定までのスケジュールは行政主導ですので設定が可能です。また、行政主導ですので、事務的時間等短時間で推進することもできるということでございますし、アドバイザーを設けるとすることで、助言、検証を得ます関係で、客観性も保てるということ、さらには総合的に効率的な候補地も求めることが可能であるという長所がございます。

一方、短所でございますが、アドバイザーを設けると申しましたが、それにしても選定基準等の中には公平性等の関係で住民批判がなされることが考えられます。また、特に公募方式に比べまして、選定された場合、区の同意や用地の同意、用地買収のめど、あるいは事業全体のスケジュール等が不明であります。

次に、選定委員会方式の場合の長所は、直接決定方式に比べまして、選定委員会により候補地の選定でございますので、選定経緯の理解が得られやすいというふうに考えられます。さらには、

選定委員会で選定基準や評価基準を作成し評価が行われます関係で、公平性、透明性が確保できません。そして、3つ目のちよばに書いてありますが、その選定委員会には専門的な学識経験者、また一般的な市民的感覚を持たれた委員さんがご参加されて、それぞれの立場からの意見が十二分に吸い上げられまして、より妥当な結論が見出されやすいという長所がございます。そしてさらには、総合的に考えましても、効率的ない場所が選定できる可能性もございます。そして、この問題を委員会等で進めていく中で、広く住民の皆さんにはごみ問題や候補地選定の関心が高められるということが長所に考えられます。

その一方、短所としては、1つ目には、公募委員を考慮しておりますが、その選定委員会における委員の応募があるかどうか心配されます。2つ目には、委員会における審議を重ねていくわけですが、場合によれば時間がかかると、他の事例から考えましてもそういう一つの短所がございます。そして、選定基準を選定して評価等を行います、やはりそれについても客観性等の問題での住民批判が生じるということが考えられます。また、委員会で決めたとしても、先ほど申し上げましたように、区の同意、あるいは用地買収、あるいは全体のスケジュール等については定まらないということがございます。

次に、公募方式につきましては、長所は、建設までのスケジュールはこちらから立てることができます。そして、公募によりますために、公平性や透明性が保たれるという長所、さらには、複数のところから公募がございましたときには、行政はの中で効率的な候補地を選択できるという長所、また、応募されますときに地域振興等の計画を添えてもらうことになりまますから、住民によります地域の活性化が期待できる。さらには、用地の同意や、あるいは周辺地区の理解を応募の条件にいたします関係で、非常にそれらの問題が応募者の応募によって解決されるという長所がございます。さらには、公募するに当たりまして、それぞれの地域でいろんなお話し合いがなされて、住民の関心が高くなっていくという長所がございます。

一方、短所は、完成目標年度までの時間的余裕がございません。そういう中で、応募者があるかどうかという極めて大きなリスクが存在するという事です。また、多くの応募を期待しようと思えば、それだけのメリットを具体的に示さなければ、なかなか応募がないのではないかとというふう考えられます。また、メリットをその場合、出し方によっては、ばらまき行政などとの批判を受けることもございます。そして一方、応募の条件にいたします地元、区の同意、さらには地権者、また周辺地区の理解等を応募の条件にいたします関係で、そういう業務を住民に転嫁するというふうな指摘も出てくるという問題もございます。また、候補地決定のスケジュールを3月の末というふうに設定しておりますが、このスケジュールでいえば非常に厳しいという一つの短所もございませし、また、仮に公募方式で公募が出てきました場合、極めて不効率な場所が応募された場合、果たしてその中でも選んでいくのか、選ばなければならないのではないかと等短所も出てくるということでございます。

以上の点を総合的に判断をいたしまして、先ほど管理者がご説明をいたしましたとおりに、選定委員会方式に決定をするということでございます。

次に、お手元の資料2でございます。施設候補地選定委員会方式の概要についてという資料でございますが、この資料は候補地決定までの事務的手順等の具体的内容を書いているものでございます。その中で、申しわけございませんが、資料3ページをちょっとおめくりください。その2行目ですが、4の項の2行目に、候補地選定範囲は、その次、資料3ページでございます。運搬集効率というふうな書き方をしておりますが、これはちょっとミスプリでございまして、収集運搬効率というふうに訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは、資料3をごらんください。この資料は、選定委員会方式における候補地決定までの手順をフローでお示しをしたものでございます。

次に、資料4をごらんください。選定委員会を設ける場合の設置要綱でございます。第3条で、委員は15人以内で組織することといたしております。なお、その中の市民、町民3人につきましては、公募をする予定でございます。

資料5は、公募委員の募集要項でございます。

資料6は、候補地選定の基本条件でございます。そのまず1、基本要件でございますが、に選定地域の範囲というふうにしております。この範囲は右の資料7にお示しをしておりますが、この件に関しましては、8月31日開催の議員協議会におきましてご説明をし、ご意見をお伺いしたということで、決定をいたしましたものでございます。その次に、の面積要件でございます。おおむね3ヘクタール以上確保できることとしております。この面積につきましては、従前4ヘクタール程度としてきましたが、平成17年度に一般廃棄物処理基本計画を見直しをいたしました結果、焼却施設の規模で26%、リサイクルセンターの規模で49%縮小しましたこと、また、他都市の事例を検討いたしましたなどのことから、このたびおおむね3ヘクタール以上と設定をいたしましたものでございます。

次に、2、候補地から除外する条件でございます。自然条件、社会条件、法的規制等を考慮いたしまして、そこに書いております10項目を設定をいたしております。

それでは、資料の説明は以上にいたしまして、議案についてご説明を申し上げます。

8号議案ですが、本案は、選定委員会方式により候補地選定を行いますに当たりまして、新たに必要となります委員会の設置費用、候補地選定範囲の区長様に対しまして土地情報の提供の依頼を行います経費等を補正するものであります。補正額は目内で補正、すなわち組み替えを行いますので、その不足分について予備費から補正をしたいというふうに考えております。したがって、歳出合計には変更はございません。

事項別明細書で説明をしたいと思っております。29ページをお開きください。歳入歳出補正予算(第1号)事項別明細書、1、総括の歳出です。20款広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費に19万8,000円を増額するとともに、25款予備費から同額を減額します。したがって、歳出総額1億3,518万6,000円に変更はございません。

30、31ページをお開きください。20款、歳出でございます。増額いたしますのは、8節の報償費71万2,000円でございますが、この費用は選定委員会委員の学識者及び市町委員に支払います報償でございます。14人分、6回を見て、106万8,000円でございますが、当初予算で計上していた上郷等

における地元説明会あるいは講師謝礼を減額をいたしまして、その不足分を補正をするというものでございます。9節旅費16万8,000円は、選定委員会委員の学識者3名分の旅費でございますが、当初予算で計上していましたが普通旅費を減額をしておりますが、その不足分を増額するものでございます。11節需用費は、10月の中旬に北但1市2町の全戸に組合広報のお知らせ版を配布したいと思っておりますが、その用紙代、さらには委員会開催に係りますお茶代でございます。12節役務費は、用地選定に当たりまして、土地情報の提供を範囲内の区長様等をお願いをする予定にしておりますが、その郵便料でございます。一方、減額いたしますのは、13節の委託料でございますが、上郷で予定しておりました施設鳥瞰図の作成費20万円を減額いたします。さらには14節使用料及び賃借料では、同じく視察用にバス借り上げ料を54万予定していましたが、これを減額いたします。以上でございますが、目内で補正をいたします。不足分19万8,000円を予備費から補正をするという内容でございます。

以上がご説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（青山憲司） 以上で提出議案に対する説明を終わります。

これより報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番伊賀央議員。

伊賀 央議員 1点だけご確認をお願いしたいと思いますが、現在まで市町より派遣された組合職員が不利な取り扱いを受けているというご説明だったと思いますが、具体的に現在までの間に不利な取り扱いがあったのかどうかという部分について1点、仮にあった場合は、そこに対する部分、どのような対応を考えられるのか、あればということで結構ですが、この点についてお答えください。

議長（青山憲司） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 特別休暇の中で忌引と言われる部分がございますけれども、これの日数が、父母であるとか子であるとか、いろいろ関係によって違ってきますけれども、その部分で差がございました。しかしながら、当時の条例に基づいての休暇しかこれは与えることはできないということで、他の市町との間に数日の差がありましたけれども、それを不利というぐあいに、私、表現させていただいたわけですが、現実にはそういうことがあったということで、それを救済する措置はいたしておりません。以上でございます。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決第1号は、原案のとおり承認されました。

これより報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第2号助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決第2号は、原案のとおり承認されました。

続いて、第7号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第8号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の質疑を受けます。質疑はございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 では、お尋ねいたします。

資料につきまして、まず、資料の1ページ、選定委員会方式の枠の中にあります候補地情報提供の依頼を公表というふうにあります。これにつきましては、事実上の公募方式とつながるような気がするわけであります。情報提供というのは、具体的にはどういうことを想定されているのかということについてお尋ねしたいわけであります。例えば私の地区では受け入れを表明したいというふうなことの情報なのか、あるいはいい話がありそうだというようなことだとか、当局にとって、そういうふうなことになるかなと思いつながら、この情報提供の中身はどのようなものかということについてお尋ねいたします。

それから、資料ナンバーの2番で、4ページの(7)、候補地を決定し、公表というふうにか

てあります。管理者は選定委員会から2次選定結果の報告を受けた後、構成市町長会の議を経て候補地を決定し、公表しますというふうになっております。この件につきまして、北但行政事務組合の議会との関係はどのように考えておられるのか、議会との関係についてまずお尋ねいたします。

それから、同じページであります、大きな8番、該当地区への対応ということになっておりますが、ここで書いてあります「候補地と決定した区及び周辺地区に対する対応については」というくだりではありますが、決定した区と周辺地区との間には、どのような条件的な差があるのか、対応の差がどのように出てくるのか、これについてお尋ねいたします。

それから、資料ナンバー4、これの第6条であります、6条の3、委員会は非公開とする。ただし、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開することができるというふうになっておりますが、非公開とするには、それ相当の理由が必要だと思えますね。なぜ非公開とするとしたのかということと、もう1点は、できる規定で公表のことを書いておりますが、委員会において確認した後には、私は、できる規定ではなくて、公表しなければならないと、義務規定に変更すべきではないかと思いますが、その考え方についてお尋ねいたします。

それから、次のページの第8条、特別の事情があるときは特段の取り扱いをすることができるという委員の報酬についてであります、この特別の事情というのはどういう場合が想定されるのか、あるいは特段の取り扱いというのは具体的にはどういうことなのかお尋ねいたします。

まず1回目は、以上、質問いたします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、まず、候補地に関する情報提供とは何かといったお尋ねにお答えいたします。

これはさまざまな情報があるかと思えます。例えばうちの地区にいい谷があるよとかいった情報にとどまるものがあるでしょうし、ご本人の地域ではなくて、自分のふだんの生活体験の中で、どこそこにこういったよさそうな土地があるけどどうだろうかといったものもあるかと思えます。あるいはさらに進んで、うちの地区ではこういった土地があって、もう既に地元の中での大方の了解を得ているといったことがもし仮にあれば、そのことも情報としてお寄せいただくことになるのではないかと思います。それは、その情報の質については特にこちらからは制約は設けないと、このように考えているところです。

それから、2つ目に、選定委員会において選考がなされて、そしてそれを踏まえて市町長会で決定した場合に、議会との関係はどうかというご質問をいただきました。これについては、決定し次第、議会にご報告をすると、また、私たちの判断が間違っていないかどうかについてご意見をお聞きするということになるかと思えます。法的には議会の議決事項ではございませんので、執行部局の側の責任において判断をさせていただきたいと思えますが、独善的になってはならないということは当然でございますので、議会の側にももちろんその結果をお示しした上でご意見はお聞きをしたいと、このように考えております。

それから、当該候補地の区と周辺区とに対する対応の差とは何かという、こういったご質問をい

いただきました。相対的なものであろうというふうに考えております。何よりもかねてからこの問題については、その地区の一員として、仲間として認めてくださいということをお願いするわけでありますから、まさに当該区についてしっかりとした説明をし、ご了解いただくという努力をすることは当然でございます。その上で、周辺の地区についても、特に近ければ近いほど、あたかも自分の区に来るがごとくの関心をお持ちになるだろうと思っておりますので、そこにつきましてもしっかりとした説明をし、理解を得る努力をしたいと思っております。また、法律が、施設をつくる場合には、その地区の生活環境を向上させるように努めなければいけない、そういった義務規定を置いておりますので、当該地区についてはそのような対応をさせていただきます。ただ、その周辺地区についても全く知らないということではなくって、その辺についてはよくその地区との議論をさせていただいて、対応してまいりたいというふうに考えております。一口に周辺といいましても、はるか離れた周辺もありますし、もうほとんど、単に区としては線が引かれているけれども、生活実態としては一つのつながりというようなこともありますので、そこは状況に応じた柔軟な対応をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、委員会が非公開なのはなぜかといったご質問がございました。委員会の中では具体的な候補地についての選定作業が行われます。当然さまざまな議論が率直になされる必要がございます。これは他の地区の例でありますけれども、自分の地区が候補地に上がっていることを知って、反対派の方々がその会に出かけていって、騒然となったという例もございます。それと、反対派の人たちの圧力を感じながら、この地区がいいということを意見を言うというのには、なかなかのプレッシャーがかかることも予想されますので、自由な審議を確保するという観点から、非公開とするというふうに考えているところでございます。

それから、ただ、とはいいいながら、審議状況を市民の皆様、町民の皆様にお知らせするということは当然でございますので、この条文の書き方上は「できる」となっておりますけれども、これはもうどういう形でも、議事録なり、あるいは要約になるか、これからでございますけれども、当然のことながら公表されると、あるいは公表しなければいけない、このように考えているところでございます。

5つ目のご質問につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 答弁願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時48分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、お答えをいたします。

8条に、今、議員のおっしゃっておりますただし書きがございます。ただし、特別の事情がある

ときは、特段の取り扱いをすることができるという項が入っております。これは、第3条の中には、委員のそれぞれの方々が学識経験者等々を構成しておりますが、学識経験者の中には特にそういう扱いを変えなければならないケースが出てくるという場合の扱いをただし書きで書いてるという内容でございます。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 先ほど質問するのを忘れておったので、ちょっと質問しますが、資料第6番の11ページ、除外条件、以下に掲げる10項目の条件に該当する箇所（区域）は候補地選定から除外しますと、幾つか書いてあります。この除外条件の箇所（区域）というものについて、上郷で大変私たちはびっくりしたんですが、水道の取水口があることについて、影響ないというような答弁があったわけです。こういうふうになると、この2番目に水道取水源に隣接した箇所というふうにあります。この区域はどのように考えたらいいのか。どうなんですか。上にある場合にはもちろんでありますけれども、ここに書いてありますように、隣接というような言葉が出てくると、範囲がちょっと広がるわけですね。真上ではない。接したところというふうなところ。それから断層の箇所。断層なんか調べられているのかどうかというふうなこと。それから、地すべり危険地帯、これはよく出てきますからわかるかと思えます。それから、自然公園区域、これらについても書いてありますけれども、区域の真上、あるいはその周辺、隣接、このところの規定が除外する条件の中からはなかなか読み取りにくい。これをどのように判断すればいいのかというふうなことを質問いたします。

それから、先ほどの答弁にありました件について、15名の委員さんが選ばれると。学識経験のある方には特段の扱いをするということは、委員報酬に差をつけるということなんですか。具体的には、同じ委員であっても違う待遇をその方たちには与えるというふうに理解したらいいんですか。具体的にこれは答えてください。

それから、周辺地域と該当地域との関係で、市長が丁寧に答弁されたわけですが、先般、私たちが管外視察をしましたときにも、該当地域よりも周辺地域の方たちの方が、該当地域というのは公募ですから、自分の方から手を挙げた地域ですから、もちろん反対をしてないというのが大前提でしたが、すぐ隣接のお隣の区からは、やっぱり反対の声が強いという率直な話を聞いてまいりました。こういうことは予測される事態であります。そういう場合に、議論をしていくというふうな話でありましたが、該当地域に対しては、農業の振興とか地区の活性化の方策、ともに考えていこうというようなことが書いてあるわけでありまして、周辺地域にはそこまで踏み込んだことが書いてないわけでありまして。となると、周辺地域はやっぱり通過される。あるいは煙が来る、ばいじんが飛んでくるとか、いろいろと心配の要件がある中で、そういうふうな特段の地域振興のための具体策が本当にあるのかないのか、そのところについてはどのようにお考えになっておられますか。

新たな質問であります。私は、1カ所にすることそのものが大変無理があると思っております。これ、まだ細かく勉強してない点、大変申しわけないんですが、8月31日の議員協議会に出されま

した資料によりますと、廃棄物の重心というふうなことから、仮に福田交差点を重心の最適地と考えた場合に、そこから15キロという判断のもとにこの区域が設定されたわけであります。その仮の重心地、福田の交差点からというふうなことでござりますが、その次のくだりに、時速30キロで往復1時間が妥当な運搬区域だというふうに書かれておりますが、往復1時間というのは、新温泉町あるいは香美町から、私は、実質、実態としては無理なことだと思いました。実は、先般、私たちが行きました、上郷が候補地というときの話でありますけれども、片道でも1時間、あるいはそれ以上かかるというのが現実の大変広い範囲なんです。そういうふうなことを考えると、この8月31日で説明を受けたおおむね1時間が妥当という話を実現するには、1カ所というのは無理があるというふうには私思っております。そのことについてはご答弁をお願いいたします。

それから、延命策をとって経費の削減に当たるべきだという気持ちを今でも私は強く持っておりますが、今回、合併特例債を利用して、大型の処理施設を建設するという方針で来ておるわけでありまして、昨日の新聞でしたか、兵庫県、県そのものの歳入欠陥、およそ600億円という大変大きな欠陥がわかったという井戸知事の話が出ておまして、大変なことだと思っております。これは当初予測されておりました予算の中で、法人税の収入が極端に減っているということがわかったというふうなことから、これからはいろんな予定しておった事業も減らしていくんだというふうなことになると思います。それはことしの話でありますけれども、これからやっぱり財政状況がよくなるかなという点を考えてみると、特に、福田内閣でも言っておりましたが、地域格差が広がってきていると。その地域間格差の悪い方に手当てをするんだというふうなことを総務大臣も言っておりました。ということは、内閣そのものが地域格差が広がりつつあると、これからは広がるだろうというふうなことを現に述べていると私どもは受けとめたわけでありまして。そうしていくと、現在予定しております合併特例債というところで大きな百何十億という借金をして、結局はその3割を、借金の負担を返していくというふうなことになるわけでありまして、仮に180億円の経費がこのごみ処理施設にかかるとした場合には、3割で110億円かかるわけですね。そういうふうなことで、大変巨額な借金が後世に残っていくと。今のところ、税収が極端に減るという想定がほとんどない状況の中で、収納率を上げるとか、いろんな努力はされるわけでありましてけれども、県が大変苦渋の発表だと思うわけですが、大きな歳入欠陥があるんだというふうなことになりました。こうなっていくと、都市と地方の、地方に当たる我々のところの税収不足、これについても、本日に緊急に迫った課題かなと私は思っております。

そうなっていくと、新規に全部やりかえるという大変気前のいいやり方は、無理な点が生じてくるなと思っております。そういう点では、傷んだところを直していく、少しずつ修繕、補修をしていって改善していくということによって、延命をすることによれば、必要最低限の焼却能力が保てるわけでありまして、財政上も大変助かると思えますが、財政上も見通しのつく対応ができるのではないかと思うわけでありまして。この点についてお尋ねいたします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、煙突からもちろん排ガスは出ますけれども、もともと日本の排ガス規制

というのは大変厳しいものがございまして、さらに、現在の施設でもそうでありますけども、私たちが予定している施設は、法的な基準にさらに上乘せをした基準で排出をしようとしたしておりますので、環境への影響は基本的にはないものと考えておりますので、ばい菌がどうのこうのというような議論はぜひ謹んでいただきたいというふうに思います。

1カ所にすることに無理があるという前提で、財政のことを大変ご心配をいただきました。それほど豊岡市なり、あるいは香美町、新温泉の財政に心配していただくのであれば、これはもう3つを一緒にするという計画に必然的に答えがなるということもぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

延命策をというのがございましたけれども、これまで何度も答弁させていただいておりますように、炉自体が850度という大変過酷な状況の中で運転されておりますので、通常の社会的な施設に比べますと、この廃棄物の処理施設の炉というのは極めて寿命が短いものだとすることをまずご理解賜りたいと思います。

もちろんこれまでも修繕をしながら、これはもうほかの施設も同じでありますけれども、適宜修繕をしながら維持管理していくのは当たり前でございまして、そのことも3施設ともにやってまいりました。さらにこれをせいぜい二、三年延ばすとかいうふうなことではなくって、もし15年とか20年とか延ばすということを念頭に置いておられるのであれば、それはちょこちょこれんがをかえるというような、そんなことではとても対応できるものではございません。実質的にはほとんどやりかえるような、つまり建物はそのままにして、内部の炉をほとんどやりかえるような大規模修繕ということに必然的になるのではないかと思います。

この場合には、まず、交付金の対象になりません。それから、現在の例えば豊岡の炉でご説明いたしますと、70トン炉が2炉ありますけれども、1トンをこれほぼ中で、1つの炉をやりかえるような作業をいたしますと、その間は片肺飛行になります。しかし、毎日のごみはやってまいりますから、毎日やってくるごみの半分はその間どこかで処理をする必要がございます。したがって、ただ、炉をやりかえる間の期間は、仮設の炉をわざわざつくってお金を出して処理をするか、あるいは他の市町にその間、豊岡市民の半分の炉を、あるいは香美町、新温泉町の人たちのごみの半分を、処理をお願いすることになりますけれども、周辺の小さな町にはそのような余裕はございません。勢い神戸市であるとか大阪市であるとか、受け入れてくれるかどうかは別といたしまして、大きな都市まで運んでいく必要がございますので、その運搬費がかえってかかってしまうということがございます。

それからさらに、これは今から白紙で考えるわけではございませんで、今まで一緒にやろうということで進めてきたこの計画をすべて白紙に戻して、そのためには白紙に戻すという作業を、議論を延々とそれぞれの議会でやり、その上でそれぞれの市町が別々につくるとか、あるいは中のもやり直してでも大規模修繕をやるんだというような議論をやって、結論が出て、そして今度はその当該地域の人たちに、つまりさらにあと15年とか20年おらせてくださいというようなことで当該地域とのやりとりをし、議員も心配されているように、その周辺地域の人たちともやりとりをして時間

をつぶしておりますと、合併特例債の適用期限を過ぎてしまう危険性は極めて大きゅうございます。合併特例債を使わずに大規模修繕ができるかということ、これはなかなか難しい。もちろん一般の廃棄物処理の起債がありますけれども、合併特例債を使う場合に比べまして、住民負担は実質レベルで15%違います。したがって、もし3つの炉が合計100億だといいたしますと、15億円はむき出しのお金として市民、町民負担がふえてしまう、こういうことになります。

さらに、ばらばらでやるよりも一つにした方が、1トン当たりの処理コストが安くなるというのが私たちの試算です。これはどうしても規模の小さい炉でたきますと運転効率が悪くなりますので、別に難しい、安い、簡単だというのは、処理の方法に差があるわけではございませんけれども、現実問題として、大きな炉で処理した方が、小さなもので小分けしてやるよりも1トン当たりの処理費が差がある。これはつまり年々のごみ処理費を高くするか低くするかということでございますので、もし議員の提案されておりますような延命策をとって3つ別々にやるとすると、年々の処理費はいわば高いままで終わってしまいます。せっかく処理費を安くできる方法を見つけてやろうとしておりますのに、それをやらないということでございますので、以上を総合いたしますと、市町の財政をご心配いただくのであれば、むしろ1市2町で現在のような計画を進める方がはるかにすぐれている、このように私としては考えているところでございます。ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 候補地から除外する条件のところでは数点ございました。水道取水源でございます。今回、ここに表現しておりますのは、隣接という表現をしております。もちろん水道取水源の上につくるということは考えられません。それから、その取水源の敷地に隣接して隣にということも、これは避けようと、こういうことでございます。前回、上郷の場合の近くにあったということは事実でございますけれども、これはクローズドシステムの中で安全なものをつくるという考え方は基本には持っておりますが、万一ということもございます。したがって、もう隣接、隣にはつくる考えはやめておこうと、こういう考えであります。

それから次に、報酬の件、特段の差がということがございましたけど、これにつきましては報酬の件でございます。学識者には一般の委員さんとは異なる報酬を支払いをさせていただきたい、こういう思いであります。

前後して申しわけございません。自然公園の区域ということでございますけれども、これは自然公園法の中でいろいろと制限がございますので、そういう区域は避けていくと、単純にそういう思いでございます。

それから、30分云々の話ですが、これは、当然北但で片道30分以内でたどり着ける場所というのは、どこからでもたどり着けるというような場所は、恐らくそれは無理だと、こう思います。おっしゃるとおりだと思います。しかし、収集運搬効率というような考え方からいうと、たくさんやはり人口のあるところ、ごみが集まっておるところを考えると、30分程度で往復できるような場所

の範囲内を選んでいくのが全体として効率的であると、こういう考えでございますので、決して30分でみんなどこからも行ける場所を探すということではございませんので、その辺のご理解をぜひお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 先ほどの副管理者の答弁で、8月31日の管理者説明の中の、議員協議会のときの資料ですが、9ページにこういうふうに書いておるんですよ。施設候補地選定範囲についてということで、福田交差点に北但地域すべてのごみがあると仮定し、また、運搬車の走行時速を30キロ毎時と仮定し、さらに本交差点から搬出先までの往復時間は1時間程度が妥当であると仮定した場合、本交差点からの片道道路延長は15キロとなります。このことから、施設候補地の選定範囲を最も効率のよい福田交差点から主要幹線道路延長15キロ圏内の別図、さっきの図ですね、このとおりに設定することとします。だからこれは当局の方が出されたことで、今の答弁を全く自分たちが出したものと矛盾することに、先ほどの答弁、このようにおっしゃいました。片道30分については恐らく無理だろうと。こういう出された文書と答弁とがまるっきり違うようなことをされるのは、私は本当に困るというか、もっと議会を重視していただきたいと思います。どっちが正しいんですか。そのことをまず1点、お尋ねします。

それから、市長と財政問題について意見が違います。それから、もう一つは、僕はばい菌なんていう言葉は使ってないんですが、そこから出てくる騒音もあります。それから排気ガスがありますね。それからにおいがある。それから、何ていうか、運搬の自動車の排気ガスもある。その施設ができることによって、電磁波もあると思いますが、いろんな人々の生活にとってプラスでないマイナスになるものが生じるということが、私、大前提として持っておいていただきたい。市長は、管理者は、そんなものではないんだと、全く影響のないものをつくるのが大前提だと、そういうものなんだということで、これはレールのようにいつまでもなかなか、お互いが、ああそうだったなというふうなことにはたどり着かない議論かなと思いますので、私はやはり前提としては、我々人間がもっともっと運転中に出てくるリスクをゼロにすることについては、本当に不断的努力をしていかないとあかんというふうなことを大前提に私は話をしておるつもりであります。

財政上も、こういうクリーンセンターなんかを建設している会社の方ともお話しいたしました。そういう方の話だと、やっぱり大きなプラントとして設置をしておりますと、そういう中で、プラント全部をかえるというふうなことはもちろん一番いいでしょうと、けども、財政的には大変大きなお金になりますねというふうなことで、財政的に余裕があれば全部取りかえるのがいいと思いますというふうなお話でありましたが、例えば一番よく傷むところは炉の内部であります。壁をどうするか。壁にはクリンカーというものがたまりますから、それのたまらない方式の空冷壁とかいろんな技術があるようではありますが、そういうふうなものにかえることによって延命ができます。それから、焼却の、何ていうんですか、炉そのものの傷んだところをかえるというふうなこと。例えばという話でおっしゃったのが、自動車が一番よくちびるブレーキパッド、これなんかについても、かえなければブレーキのききが悪くなって危ない状態になる。だから新しいのにかえていただ

く。そういうことで正常運転が取り戻せるんだというふうな話がありました。そういうようなことでやっていくと、どれをかえる、どれをいつするというふうなこと、専門家の判定が必要であります。そういう中で、財政との関係をしっかり把握していただいてやっていくならば、延命することによって、財政的には市民の負担は減るものと私は思っております。これについても意見が違いますから、違っていいと私は思っておりますけども、私はこういう大事な施設でありますから、いかに効率よく、費用対効果という言葉をよく使いますが、費用を少なく、効果は大きくということからいくと、財政を無視して大型に新築するということは、現下の財政状況では大変無理があると言わざるを得ないと思っております。その辺について、答弁がありましたらお尋ねいたします。

以上で終わります。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、30分云々かんぬんというのは、これは議員の全くの誤解であります。総務課長が答弁いたしましたのは、北但のすべての地域から30分以内と、片道30分で行くような場所はないということを申し上げております。今、議論しておりますのは、そういう議論ではございませんで、どこにつくったら収集運搬効率がよくなるんだろうかということのある程度のめどをつけて、余り収集運搬効率が悪くなるような場所については、あらかじめ選定作業から除外してはどうかと。例えば鳥取県との境のあたりにもし施設をつくるとすると、一番人口のたくさんある豊岡のごみをそこまで持っていくということになりますから、こういったことは極めて非効率でありますから、改めて鳥取県境あたりにどういう土地があるかを調べる必要はないということをやまず考えるわけであります。そのエリアを考える際のいわば仮の議論として、人口重心というものを一定の計算式の後に出したわけです。それが福田の交差点ということになりました。

そこで、あくまで仮の議論でありますけど、そこに人口の重心があるとすると、北但のすべてのごみがそこに集まっていると仮に仮定をしてみようと。どこか別の場所にごみの焼却場をつくるわけありますから、福田の交差点からすべてのごみを持っていくとしたら、一体どの辺の距離までなら収集運搬効率の観点から妥当、まあまあ許せる範囲内として認められるのかということ議論して、それで片道30分ぐらいまでの範囲内ならまあまあいけるんじゃないかと。その考え方は往復すると1時間です。1日8時間労働だとして、何回か往復をする。しかも積みおろしの時間があるとすると、普通大体3億程度ぐらいがマックスか、あるいはその程度でなければいけないだろうと。そうしますと、片道30分、往復1時間というふうなところの範囲内にごみ焼却施設を、ごみ処理場をつくれれば、ある程度の収集運搬効率上の妥当性は確保できるんじゃないかということで、全く別の議論でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、問題は、ゼロにするかどうかではなくって、私たちの周りにはさまざまな危険があります。そのリスクをどの程度までなら辛抱するのかという、その社会的妥当性こそが大切であります。古池議員がたばこを吸われるかどうかは私はちょっと今思い出せないのでありますけれども、たばこを吸うことの肺がんにかかる確率の方がはるかにごみ処理施設の近くにいる人よりも多いんだろうというふうに思います。というよりは、むしろごみ処理施設の近くにいることによって、が

んの発生率が多いなんていうことを言う方もありますけど、何の根拠もございません。あるいは車の排ガスを吸うことの方が、ひょっとしたらはるかに危険なのかもしれない。だけれども、車をゼロにすることはできない。とすると、どの辺までのリスクなら社会的にやむを得ないとして判断するのか、これがまさにリスクについての考え方の基本ではないかというふうに私としては考えているところでございます。そういうふう考えた場合に、現在の廃棄物処理施設から出てくる排気ガスについては、そういったいわば社会的リスクとして妥当な、あるいはやむを得ないといって受忍できる範囲以下のものである、このことを申し上げているところでです。

それから、リスクをゼロにするべきだといったような基本的なお考えもお聞きしたところでありますが、だとするならば、施設を別々にして8時間運転で、ダイオキシンは発生するけども外に出さないというような案を採用されるのではなくって、3つ一緒にして、北但はすべて24時間連続運転で、ダイオキシンの発生自体をそもそも小さくしようという方にぜひ賛成をしていただきたいというふうに思います。ゼロにする方がいいという考え方をお持ちでありながら、発生しているけれども、出さなければいいんだということで、8時間運転でも構わないんだというのは、いかにも矛盾するように私には思います。ぜひ連続運転についてのご理解を賜ればというふうに思います。

それから、ランニングコストについては意見が当然違うことはあり得るわけですが、違っていいんだというところだけでとどまってはならないと思います。この議場の外の人々は、一体どっちが正しいんだろう、どっちがいいんだろうということを当然関心を持っておられますので、このことについては、やはりきっちりとした結論を出していく必要がございます。

さっき申し上げましたけれども、施設の維持管理の修繕のどういうイメージをするかというのはいろいろとあるにしても、少なくとも今の施設で3つの規模が、それぞれが処理するよりも、一つにした場合の方が1トン当たりの処理単価は安くなるということは、もうこれは試算上出ております。したがって、建設費についての議論はあるにせよ、一番大きなボリュームを持つ、つまりこれからずっと例えば20年とか30年間、毎年毎年北但の人々のごみを処理していくわけでありまして、その処理費こそが実は市民負担の大きなものでございます。そのこのところを3つを一緒にすることによって安くできるのに、わざわざやらないという選択肢というのはないのではないかというふうに私は思います。3つをばらばらにした場合と一つにした場合との差、合併特例債を使う場合と使えなくなってしまった場合との差については、私たちは両方合わせると最低53億の差が出てくるといったことをもう既にお示しをいたしております。そういったものをカバーするにただけの利益があるということであれば、それはむしろぜひそのような案を、考え方というものをお示しをいただければというふうに思います。

こういうことを言いますと、おまえは質問に答えたらいいんだというふうに別の議場で言われたことがございますけれども、私たちはもう既に一緒にやることを決定して作業を進めておりますので、それをわざわざ白紙に戻すとおっしゃるのであれば、そのことの合理的な理由を私は住民の皆さんにお示しになる必要があるのではないかと、このように思いますので、老婆心ながらつけ加えさせていただきます。以上です。

議長（青山憲司） ほかに質疑ございませんか。

1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬です。ご苦労さんです。今、補正ということで、選定委員会方式に決定する、それに対しての補正ということでございますが、私は何点かお聞きしたいと思いますが、まず、選定委員方式の短所ということでさっきもご説明がありましたが、その辺をどうクリアするのか。今までの直接選定方式ということとは余り、結果的には民が選んだと、委員の皆さんが選んだということになるわけでございますが、地元の最後の折衝というのは、何らそれから先は変わらないということでございます。その辺をどう考えておられるかということと、まず、委員会で適地として選ぶのを何点か考えておられるのか、1点に絞って、そこにして、適地で、その委員会で決定したのに対して今度は行政が動いていくということの運びになるのか、先ほどスケジュールがありましたが、その辺の考え方と、それから、選定、土地の条件に今までだったら4ヘクタールという広い土地だったが、いろいろと過程において量が減り、もうちょっと規模が小さくてもいいんだということで、3ヘクタールということの条件が出とるようでございますが、私、議員協議会で申し上げましたが、やはりこういう問題はなかなか、15年、20年ぐらいで、サイクルで新しい土地を探してつくるといふことは、大変な事業ではないかなという思いの中で、できればそこで、サイクルをしながら、その土地で長く使える方法がいいじゃないかなというようなことを申し上げたことがありましたが、その辺は考えておられるのか。4ヘクタールが3ヘクタールになってもそのことができるのかどうか。あるいは土地の、これは相手のあることですから、借地になるのか買収するのかというのは、どう考えておられるのかわからないわけですが、地元で条件的な、借地ならば1回きりぐらいなスパンで話になってしまうのか、その辺の考え方がどの辺に置かれているのか、これはあくまでも選定、適地として選んでからの相手のある話の部分がありますので、そう答えがこうだとはなかなか言えないだろうと思いますけど、管理者としてその辺のお考えはいかがでしょう。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、面積に関するご質問にお答えをいたします。

議員もご指摘になりましたように、15年から20年ぐらいのサイクルで毎回のように今回のような大変な作業を繰り返し、住民の皆さんとも時として対立するようなことを続けていくというのは、必ずしも好ましいことだとは私も思いません。したがって、もし適切な土地があって、それが例えば建てた施設がやがて老朽化したときには同じ敷地内に建てることができ、そして、その上で現施設を壊すということが可能であるならば、それは大変大きな利点になるだろうと思います。しかもそういうことが、地元の側で認めていただけるようなところでなければいけないわけですが、そうすると、その土地のポイントは大変高いということになります。ただ、今は最低限の条件として幾らあればということでございますので、その意味では3ヘクタール程度はせめて欲しいなということを申し上げているところです。したがって、あそこに5ヘクタールあるよ、6ヘクタールあるよ、しかも土地の形状が非常によくって、選定方式と俗に言っておりますけれども、そういうことも可能だし、地元の人たちもそれでもいいよと言ってるよということであれば、そち

らの方をむしろ優先的に採用するということになるのではないかというふうに思います。しかし、ともかくにもできるということが最低限の条件でございますから、そのためには3ヘクタール程度は最低必要だと、こういう考え方でございます。

それからまた、もちろん同じ例えば3ヘクタール、4ヘクタールによっても、土地が細長い形状なのか、きれいな正方形になっているのかによりまして、土地利用の効率性が全然違ってまいりますので、選定方式をやる場合でも、最低何ヘクタールというのは形状にも関係するのではないかというふうに思います。

また、土地については買収か借地かというご質問もいただきましたけれども、基本的には買収を考えております。これは買収の場合でも合併特例債の適用になりますので、むしろその方が費用負担、実質負担が安くつくということがございます。それはひいては市民負担、町民負担の減につながるわけでございますので、買収が基本だろうと思います。

ただ、相手のあることですから、どうしてもという場合に、借地あるいは地上権で全く対応できないかという、そこは柔軟な対応ができるのではないかと思います。ただ、基本はやはり買収ということではないかと、このように考えております。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 短所をいかにクリアしていくかというような質問もございましたんですけども、これは、選定委員会方式を選んだのは、その3つの方式と比べてより選定委員会方式の方が望ましいであろうということでございますので、短所と言われる部分もあることは確かでございますので、その辺は何とか努力をして、それをクリアするといえますか、克服するようなことをやっばし過程の中で考えていく必要があると、こういうぐあいに思っております。

それから、1点に絞って報告をしてもらうのか、あるいは数点なのかというようなご質問もございましたけれども、我々は1点でご報告を願いたいなと、こう思っております。以上でございます。

議長（青山憲司） 1番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬です。今、優先的にはできることが優先だということも理解できますが、私は、3ヘクタールということは、今、管理者の言われたような長いスパンの持てる状況ではないんじゃないかなという思いがいたしますので、それが選定委員の皆さんにどういう状況ということは、最低3ヘクタールというのが一つの基礎になる見方をしちゃうのではないかなと、あるいは、今、例えばその倍あればいいんだよということじゃなくて、最初から5ヘクタール、6ヘクタールの基礎的な条件としてここに上がってくるならば、理想とする長期にわたってそこでサイクルできるようなことになりはしないかなという心配をするわけですが、この3ヘクタールではそのことにはまずならんかなと思うわけでございますし、何点かでなくして1点に絞ってということになると、最終的に地元の交渉というのが、選定はしていただいたけど、なかなかそこから先、行政側が、それから先は行政側だろうと思いますので、その辺が上郷の二の舞にならないような努力をしていただけるとは思いますけど、その辺はひとつしっかりとやっていただきたいなという思いをして

おります。以上です。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 先ほども申し上げましたけれども、もしいろんな候補地が出てきて、片方は3ヘクタール、片方は5ヘクタール、あるいは片方は8ヘクタールと出てきて、さっき申し上げた条件が8ヘクタールであるのであれば、多分それは必然的に高い得点になって、おのずと結論はそちらに行くのではないかと思います。ただ、最低限のラインを前回よりもきつくしますと、選定作業自体が大変難しくなりますので、いけば一度ある意味で私たちは失敗しているわけでありますから、少し条件を緩めた上で俎上に上げて、そしてその中で上がってきたものの中からよりいいものを選ぼうということでございますので、議員ご指摘になっているような点も私たちも実際に幾つかの候補地の中から選ぶ選定過程の中で十分心してまいりたいと思いますし、委員の皆さんにもまずそのことは促してまいりたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 暫時休憩いたします。再開は午後4時40分。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時40分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質疑ございませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。新しい適地を選定をするんだということで、選定委員会でやるということが提案をされて、予算の補正と。これで、選定委員会に要するこの補正に見込まれている予算の総額というのは幾らになるんですか。あれやこれやでちょっと私もあんまり正確に計算できてないんですけども、幾らになりますか、総額は。

それから、説明の中で、31ページの節の中で、私の耳が違うのかなと思いながら、9節旅費、これを16万8,000円というふうにおっしゃったように聞こえたんですけども、そこのところは私の耳が違ったんでしょうか。ちょっと細かい話を先に伺っておきます。

その上で、本日も一本化することによって大変大きな金額、53億円というふうな金額が節約できるという話も出たりしたわけですけども、一方で、この北但で過去やった事務事業の中で、精密機能検査という、現在それぞれの市町で運転をしております3つの施設についての耐用年数というのか、今後どうかというふうなことを検討された報告があるわけですけども、この間も補修費が高つく、それから効率が悪くなるという言い方はされるんですけども、じゃあ幾ら補修費がかかると見ているのか、効率がどれだけ下がるのかというあたりが具体的に明らかになったかという、残念ながらなっていないというふうに私は思っておるものですから、そのあたりがもしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど長瀬議員も、適地というふうに通定をした後は、従来の区の同意なり、情報の出方にもよりますけれども、区の同意なり周辺の理解なり、さらに用地の、要するに地権者の同意

というふうなものが必要になってくるということになるというふうには思っておるんですけども、このあたりは、かつても同意ということについて随分議論がされた経過があるわけですが、そのことについてはどんなふうにお考えなのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、何ていうんですかね、かつての1市10町がそれぞれ候補地を出して、その中から絞って絞って選定をしてきて、最終的には幾つかのポイントに絞ってというふうなことをやってきた経過があるわけですが、このたびの候補地の選定範囲というふうな中に、以前の適地を選定する、点数化するというのをやってきた中でも、このあたりも、1位ではないけれども、いいのではないかというふうなところがあるというふうに見えておるんですけども、そういうことについてはどんなふうにお考えになるのでしょうか。みずからがこのあたりがいいねというふうなことを言ってきた経過があるものですから、この点も伺っておきたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 適地として選定をした場合に、当該地区の理解、あるいは地権者の理解が要するというのは、これは全く上郷の場合と同じ構造であります。これは何もこれに限りませんで、どんな場合でも、道路をつくるにしても、体育館をつくるにしても、学校をつくるにしても、決めた後には当然のことながら地区との話し合い、地権者との話し合いが必要になりますので、別に特段変わったことではございません。ただ、しばしば反対運動が起きやすい施設であることは確かでございますので、理解をいただくような努力が相当要するということはもちろんだらうというふうに思います。したがって、今回適地が選定された場合には、できるだけ早く、そしてしっかりと説明をするということがこれまで以上に求められているのではないかとこのように思います。私自身はこれまで以上に先頭に立って説明に入りたいと思っております。特に上郷区との反省では、そもそも聞いていただけなかった、こういうことがございますので、早い機会に概要について耳を傾けていただくような努力をしてまいりたいと考えております。

それから、今回、おおむね福田の交差点から15キロメートルの道のりの範囲内のエリアで選ぶことにしているわけですが、ここに前回の算定作業で1位以外のものもあるかということですが、ございます。したがって、その辺もみんな同じ土俵に上がってくるものというふうに思います。ただ、前回のときは4ヘクタールと言っておりましたのを3ヘクタールまで規模を小さくしております。さらに前回は、例えば農振農用地であればもう一律的に除外しておりましたけれども、木下牧場のような例もございますので、場所によって仮にそれが農振地域であったとしても、もうそこでは全く農業をされる可能性がないというような場合については、一応は候補地に上げてよいと、こういう考え方をいたしておりますので、そういった観点が出てくる。さまざまな候補地の中から改めて選定委員会において採用される方式といいたしていいでしょうか、物差しに基づいて選定がなされていくものと、このように考えているところでございます。

それから、順序が逆になりましたけれども、精密機能検査におきましては、確かに、ではその後のどのくらいの補修費がかかるかということは、定量的には書かれておりません。ただ、過去の経験から、あの寿命というのは物理的な寿命ということだけではなくて、経済的な寿命ということも考

えて、急速に補修費が増大する。そういったことを踏まえての答えになっているところでございます。ただ、先ほど古池議員のご質問の中でも答弁いたしましたけれども、いずれ仮にやるとしても大規模補修が必ず出てまいります。その大規模補修には交付金はつかない。しかも今から白紙に戻しての議論になりますと、繰り返しになりますけれども、合併特例債の適用期限を軽く過ぎてしまう可能性がある。そうすると、それだけで市民、町民負担は高くなってしまいます。それだけではなくて、山本議員のおられる地域のごみ処理施設というのは、現在の豊岡市のごみ処理施設と比べますと相当1トン当たりの処理費を高く払っておられます。これはつまり効率が悪いからであります。それを今の豊岡のものよりもさらに効率よくしようということをやろうとしているわけでありまして、いわば得ることができるはずの利益をわざわざ捨てるということになりますので、そういったことも判断いたしますと、重ねてでありますけれども、補修でもって何年か延ばすかというようなことよりも、はるかに私は効率的なものと、このように考えているところです。

その他につきましては、担当から答弁させていただきます。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） まず、このたびの補正額の総額は、210万6,000円でございます。申し上げましたように、目内で補正、組み替えをいたしまして、それで足りない分、すなわち19万8,000円を予備費から補正するというところでございます。

なお、今、議員おっしゃいましたように、予備費は19万8,000円でございます。（「旅費」と呼ぶ者あり）旅費ですか。旅費は、お手元の31ページの9節に書いておりますように、16万6,000円でございます。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 どこがどんなふうにか候補地に上がってくるのかよくわからん中での仮の話なのであれですけども、今、組合としてやろうとしていること、あるいは候補地を決定するまでの流れという図式も示していただいておりますけれども、それを見ると、選定委員会で、中には公募の方も入っていただくというつくりでやるというのが全体の話になっておるわけですけども、ところが、この流れの図の中で、選定の基本条件というふうなことを組合として考えられ、候補地がいろんな情報が入ってくる中でリストアップがされて、さらに組合で1次評価もして、1次選定候補地の案を組合でもって、そのものを選定委員会にかけるという流れを示してあるわけですね。これでいくと、実は選定委員会と言いながら、組合の手のひらと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんがけれども、組合主導で基準も評価も候補地も、これでいかがでしょうかということで選定委員会なのかなと思って、大前提として時間的にそんなにたくさん余裕がないという中で、19年度中に候補地を決めたいという出口というか、一つの期限みたいなものをみずから設定をしておるということの中で、こういうつくりなんだろうなというふうには見せてはいただきますけれども、これではまさに選定委員会と言いながら、組合がやるということと、逆に何ら変わらないのかなみたいな気がするんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） それはまさに選定委員会自身の運営次第だろうというふうに私は思います。確かに世の中にさまざまな審議会とか委員会というのはございまして、実質事務局に上がってきたのをただ賛成というだけものが片方の極端にあります。他方で、片方の極端に、もちろん事務局のさまざまな意見は聞くけれども、選定委員会自身が独自に判断をするというものも当然ございますから、そのどこかの間にバリエーションがあるんだろうというふうに思います。ただ、事務局側が何もせずに、さあどうぞ、ご自分たちでこの北但の中から場所を選んで、どうしたらいいか、一から白紙でやってくださいという、やれる事務能力を持っている方は恐らくないだろうと思いますので、それは当然のことながら、北但行政事務組合の事務局側がある程度の整理をしながら、キャッチボールをしながら決めていくということは、これはやらざるを得ないのではないかとこのように思います。後は、議員が手のひらの上というような言い方をされましたけれども、手のひらの上に乗るだけの議論になるのか、そうでないのかというのは、それはまさにその委員会自体の運営のあり方によって決まってくると、このように思います。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 最初の答弁で、精密機能検査、定量的なものは示していない。それは報告書の中そのまんまですから、そうなんです。同時に、物理的にも経済的にも、どういうんですかね、全国的事例でこの辺でこんなふうになるみたいな、そういうパターンを当てはめたのであって、じゃあ豊岡の、香美町の、新温泉町のそれぞれの施設について、本当に精密機能検査をやったのかどうかというところが私はとっても気になって、帳面上の話だけでいくんだったら、あんなものはどこでもいつでもできるということではないわけですね。その辺含めて、今、もう一遍しっかりとそれぞれの市なり町なりでも、ごみをもっともっと減らす努力とか、分別をする努力、そういうことの中で、みんながこのことに日々かわっていくというつくりをしていかないと、ここで適地を選定して、どこかがオーケーして、そこへ行ったらそれでいいんだみたいなことでは、これはいかんともしがたいなということを非常に強く思うんですけど、そのあたりいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） ごみをもっともっと減らす努力をするということは当然であります。しかもその実際の姿が目に見えてくれば、ぎりぎり発注段階で、今の174トンをさらに下げる用意があるということもこれまでも繰り返し申し上げてまいったところでございますので、この点については議員と大きく意見は変わらないのではないかと、このように思います。

むしろ私は意外に思いますのは、1市2町でやろうという議論、当時は1市10町でありましたけれども、山本議員のおられた議会でも、なぜ一緒にやるのかという議論がなされたはずでありまして、そのことを踏まえて、山本議員が賛成か反対か私は知りませんが、しかし、議員のおられた議会のまさに正式な決定として、一緒にやった方がいいんだという結論を出されたはずでありますので、一度そのころのどんな議論をされたのかをご自分でめくっていただければというふうに私は思います。

それと、今は補修かどうかという議論だけをしておられますけれども、先ほど来お答えしており

ますように、ばらばらでやるのか一緒にやった方が得なのかという議論が依然として残ります。それから、合併特例債期間中に間に合うようなことをやるのかやらないのかという議論も依然として残ります。そして、ばらばらでやった場合の運営費がはるかに違うけれども、そこもどうするかという議論は残ります。先ほど来お答えしてるのは、確かに精密機能検査の結果の中で、何年に幾ら出るかということは出ておりませんが、そういったことを総合した上で、なおかつはるかに一緒にやる方が得だと、こういうことを申し上げているわけですので、ぜひまた議員の方で、いやいや、こういうふうにも何も変わらへんよというようなことでご意見がございましたら、ぜひまた私たちにお示しをいただければ大変幸いであると、このように思います。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

5 番伊賀央議員。

伊賀 央議員 大変時間も過ぎてまいりました。数点、なおお尋ねをさせていただきたいと思います。

基本的には前回の議員協議会の間でもお伝えというか、お話をさせていただきましたように、公募方式がやはり大変確実というか、公募方式でもし仮にそういうエリアがあるならば、大変その後の展開も踏まえる中で、これはなかなか有用だなという立場からお話をいろいろと議論もさせていただきました。これにかんがみした場合に、その候補地が出るのか出ないのか、そこがもう決定的なリスクだということで排除をされたということにおきましては、私としましては大変残念ではありますが、当局側の専権事項ということで、この選定委員会方式をお選びになったということでございますので、これについて、なお少しお尋ねをしたいと思います、基本的な、一番根本的な部分なんです、中貝管理者は豊岡市議会の中のご答弁の中において、あるいはほかのところもあったかもわかりませんが、結局のところ、嫌ものは嫌だという感情の部分を理でもって説得できなかったというご発言、ご答弁がございました。ここが最終的にはやっぱり一番最後の最後に出てくる問題というか、課題だろうと思います。これと今回選ばれた選定委員会方式と少し絡めて、選定委員会方式ならばこの部分でこうクリアできるだろうというお見通しがあるならば、それについてぜひご説明をいただいております、このように思います。

私は、今までのお話もいただく中で、やはり最大限住民理解を求め、これが最終、究極な局面のことだろうと思いますけれども、最大限住民理解を求めれば、やはり可能な限り恣意的な判断でありますとか、恣意的だというような住民からの指摘をもらわないような、可能な限りその点を排除していくことが大変大切だろうと思います。そうなったときに、少しお尋ねをしたいと思います、例えば選定委員会そのものに徹底したやっぱり独立、先ほどの議員とのやりとりもありましたけれども、委員会の判断そのものによって委員会での議論の広がりや深みや、逆に言えば委員会を持つ独立性であるとか権威だとか、こういったところがかなりの部分、委員会によるというようなご判断もいただいたところですが、それでいけば、地域住民からより信頼される選定委員会であるために、いわゆる独立性、あるいは権威を持たせること、これについて何か必要だなと思う観点がありましたら、ご所見をご披瀝をいただきたいと思います、このように思います。

それから、細かいこととなりますけれども、それと関連をいたしますが、4 ページの一番最初、

これは資料の方ですね、ごめんなさい。臨時会の資料の方の4ページの一番上、イ、選定委員会で1次選定が妥当であるとされた場合ということになりますけれども、当然読みかえていきますと、仮に組合での1次選定が、これが妥当でないというような判断が、権威があって、なおかつ独立心旺盛な選定委員会の場合はそういう結論が導き出される場合もある。こうなったときの対応はいかがか。これについてもお知らせをいただきたいと思います。

それから、同じく4ページの4番です。これも同じように可能な限り恣意的な判断というところから、何とかそういう議論が出て、少なくともそういう指摘をいただかないようにするために私は大事だと思うんですが、前にもお尋ねをしました。選定委員会は2次選定を行うに当たって、選定基準、評価基準を作成しますということがありますけれども、これも一つ同列で比べるとということであるならば、この2次選定基準を最初につくっておくことは、やっぱり不可能なのかどうか。つまり出てきたものに合わせて選定基準をさらにその上に決定をするとすると、何かどこか1視点にポイントを絞った評価基準ではないかというようなポイントをやっぱり排除するべきではないかという思いからお尋ねをいたしております。あるいは仮にもしどうしても、前回これをお尋ねしたときに、とんでもないところに飛んでいってしまう可能性もあるというような、たしかそんな議論だったか、あんまり得策でないというようなご答弁もいただいたわけでありましてけれども、仮にそうであるならば、これは逆に2次選定基準について、評価基準の作成というのはどのように公開をされるのか。どのように住民の方に周知をされるのか。これについてのお考えもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

視察先というか、いろんなところでのお話をお聞きする機会もあるわけでありましてけれども、お聞きする状況によりますと、例えば条件設定そのもの、そのいかんによっては、恣意的にそのポイントを落とせるような、そんなお話もお聞かせをいただいたことがあるように記憶をいたしております。こういった部分も含めて、可能な限り恣意的な判断を排除するというポイントからお答えをいただきたいと思います。

それから、あわせて同じ観点からなんですが、先ほど管理者の方から、さきの議員のやりとりの中で、6ページ、委員会について、委員会の会議について非公開、ただ、これは実質的には審査状況は公表しなくてはならない、当然そのとおりだろうというふうに私も思いますが、タイミングの関係なんですが、これはどの時点で公開をするということの意味されるのか。すべてが決定した後で、過去の議事録はこうでしたという方向なのか。あるいは順繰り順繰り追いながら、そうはいいながらタイムリーというお考えなのか。この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、これも細かいんですが、これも同じポイントからお尋ねしたいと思いますが、8ページの公募委員の選考も含めてなんですが、「選考会議により行い」とあります。選考通知第8条のところ、この選考会議はそもそもだれがどのように行って、どのような基準によって選考されるのか。これについてもご説明をいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 選定委員会方式を思ったときに、例えば上郷の状況を念頭に置いて、クリアできるものがあるかというご質問がございました。あるともないともわからないというのが多分正直なところだろうと思います。つまり先ほど来恣意的だということを言われましたけれども、上郷の皆さんから幾つかあった議論の中に、私たちのところをねらい撃ちをするために選定の物差しをつくったのではないかといったご意見がございました。私たちは全くそういうことはいたしておりませんけれども、つまりどこに結論が行くようなことを考えずに物差しをつくって、当てはめた結果として上郷が1番になりましたということを示しているわけですが、そのことをかなり疑われました。本当に疑っておられたのか、それとも反論のための議論であったのかわかりませんが、現象としてはそういうことがございました。したがって、私たち自身が恣意的にどこかに結論を持っていくようなことというのはなかなかできることではございませんけれども、疑われるようなことというのは現象としてございますので、その外観を呈しないということに注意を払うということは大変大切だろうというふうに考えております。

したがって、選定委員会方式を選んだ一つの大きな理由でありますけれども、専門家もいる。地質の専門家もいる。あるいはごみ処理施設の専門家もいる。しかし、市民の普通の生活感覚を持っている人もいます。そのさまざまな立場が意見を交わした上で結論を出してきたということで、より総合的に合理的というか、妥当なのではないのか、そういった外観を持ち得るのではないかとこのことでございます。

もちろんそうだとすると、先ほど山本議員が手のひらにどうのこうのということ言われましたけれども、どうせ事務局が裏で操ったんだらうなんて思えば、幾らでもそういった疑惑を持つことが可能であるわけでありまして、その意味では決定的にはなくなるわけではない。しかしながら、総合的にさまざまな観点から公平になされたらうという外観をきちっと持つことができる。ここが大きなポイントではないかというふうに思います。

それから、委員会に徹底的な独立性をというご意見もございましたけれども、そもそもでは独立とは何なのか。私たちは何も知りません、どうぞ白紙で皆さんにお渡ししますから、ご自分たちで一から議論をやってくださいと言って、やれるはずがございません。つまり専門家といいますが、ごみ処理施設の専門家というのはせいぜい1人、それから地質の専門家、それから住民とのやりとりについての専門家というようなことを今念頭に置いておりますけれども、それ以外はまさに住民代表の方といいたし、住民の中から手を挙げる人、あるいは地区の代表みたいな形でお願いしてはどうかと考えておりますけれども、つまり皆さんほとんど知識を持っておられない。そういう方々が全く行政側とのやりとりなしに、ご自分たちの判断だけでできるとはとも思えませんので、ここはやっぱりきっちりしたキャッチボールはいるもの、このように考えているところでございます。

それから、2次選定の基準を事前につくってはどうかというご提案を踏まえたご質問もいただきました。これも確かに一つの案だろうと思いますけど、そうしますと、それは行政側がつくるということが時間的にも、あるいは能力的にも必要になってまいります。つまりごみ処理施設とはどう

いうものかということ自体にノーアイデアの方が委員の方々に多分たくさん入っておられます。新聞を読んだりとか広報とかで、ある程度のイメージはあるにしても、突っ込んだ議論というのはなかなかしておられないケースがたくさんあるかと思しますので、その方々が、では2次選定はこんなふうにするんだということをおあらかじめ決めることができるかということ、なかなか難しいのではないかと思います。むしろ5つとか6つとか、数はわかりませんが、ある程度の選考を終えたものが出てきて、そしてその選定過程が正しいかどうかをチェックしていただいた上で、そこからどうして選びましょうかということであれば、ある程度のイメージが委員の方にもわいてくるのではないのか、このように考えておられて、議員の言われたような方法も私たち事前の議論の中では選択肢に上げて検討いたしましたけれども、結果としては、むしろその後の方が現実的ではないかと、このような判断をしたところでございます。

それから、1次選定で事務局側が案を出して、それはおかしいというふうに委員会が判断したときにどうするかという議論がございました。最終的なそういう判断があれば、選定委員会の判断を尊重することになるかと思えます。ただ、感覚的でおかしいよということで議論をしていただくわけではございませんので、当然のことながら、1次選考が妥当かどうかの判断をいただく前に、さまざまな議論をしていただくことになるかと思えますし、私たちも自分たちの判断についての意見を言わせていただく。そのような議論を踏まえて、なおおかしいということであれば、そのことについては尊重したいというふうに私としては考えております。

2次選定基準の公表はどのようにするのかということですが、決められた段階でそのことについては公表することになるかと、このように思います。

先ほど申し上げました恣意的にというのは、そもそも何が恣意的なのかということをおは考えてみる必要がございます。というのは、こういう選定にしなさい、これに何点を得点を与えなさいという法律があるわけではありませんし、それは物理的な法則でもございません。10点を与えるのがいいのか、20点を与えるのがいいのかというのは、実はそれこそが正しいという神様のような物差しは世の中には存在しないわけでありまして、したがって、どういう基準を持ってきて、そこにどういう配点をするかというのは、これはむしろ裁量の範囲内だというふうに考える必要があるかと思えます。ところが、裁量の範囲内と言った瞬間に、そこは恣意が入るのではないかという議論が出てまいります。しかも場所によっては、おれらのところに持ってくるためにわざとこの得点をしたんだろうと、別の得点を配点してみたら別のところに行くやんかというような議論も、現にこの議場でもございました。そういうことですので、恣意的でないような、できるだけ恣意的ではないというふうに信頼いただけるような選定手順こそが実は大切なのではないかとこのように思います。

したがって、最初の話に戻るわけでありまして、さまざまな立場の方々が意見を交わして、その上で結論を出していただくということが、いわばその担保としてふさわしいのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、議事録等を公開するタイミングでありますけれども、終わった後に事務局側でその要旨

をまとめて、それぞれの委員の方々に、これで間違いございませんか、よろしゅうございますかということを確認できた段階で、随時公表することになるのではないかと思います。ただ、具体的には委員会の皆さんと相談をする必要があるかと、このように考えているところでございます。

最後の質問につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 選考会議の関係でございます。お手元の資料の8ページに委員募集要項を書いてありますが、その8条に、選考通知のところで、委員の選考は選考会議により行うというように書いてあります。この選考会議というのは、現在考えておりますのは、この補正予算の議決をいただきましたら、選考要領を設けたいというふうを考えております。現段階では、選考委員は学識者を充てたいということと、そして選考基準につきましては、お手元の資料の10ページに申込用紙をつけてありますが、ここに応募の動機、そして2つ目にはごみまたは環境に関し関心のある事項、略歴というものがございまして、応募要項の中にもそういうことを応募資格の中で書いておりますので、こういった項目が中心的な評価の基準になりまして、これを基準にして選考したいという考えを持っております。以上です。

ちょっと1点漏らしましたが、この応募のときに作文を出していただきますので、これも重要な評価の一つになります。

議長（青山憲司） 5番伊賀中央議員。

伊賀 中央議員 ちょっと直近のところから確認をお願いしたいと思いますが、選考会議の中で、選考という作業を行う委員は学識者を予定しているという理解でよろしいのかどうか。これをもう一度、済みません、確認をお願いをしたいと思います。

それから、中貝管理者の方からいろいろとご答弁をいただきまして、なるほどそれはそうかなという納得できる部分もございまして。ただ、やっぱり信頼が最終的にもらえる手順をいかに担保するのかという部分はそのとおりだろうと思うんですが、そうなってくると、今、ご答弁をお聞きしながら、本当に大丈夫なのかなと思うのが、委員会のそもそも独立性とは何かということのご答弁のところではひっかかってくるわけでありましてけれども、言ってみれば学識経験者以外の方、あるいは学者の方以外はほとんどが素人の方で、そういう意味においては、市民一般の生活感覚を引きずられて選考の場に加わられる。そういう意味においては、非常に地域住民を代表する、あるいは我々の同じ感覚でもって選考過程を進められていくという意味においては、地域住民にとって大変意味のあるやりとりであろうというのは間違いのないと思います。ただ、一方で、先ほどおっしゃったように、ほとんどが知識を持っていないがゆえに、いわゆる逆に当局側からいろいろという、管理者からすれば多分副次的なバックアップをしなきゃいけないんじゃないかという趣旨だろうと思っておりますけれども、その副次的なバックアップが実は話を引っ張っていつてしまう可能性があるのではないかと。あるいは逆に言えば、大変権威のある学識者の方が、わからない市民の代表、詳しくない市民の代表というのは語弊があるかも知れませんが、一般的な市民の感覚でもって臨んだ人たちを引っ張っていくということも一般的に考えてはありなのではないかという部分と、先ほ

ど管理者の方がご答弁をいただきました、いわゆる信頼をもらえる選定基準でさまざまな人が議論、それが私は主体的な議論だということところがポイントだろうと思いますけれども、そことの兼ね合いで、より、何ていうか、権威のある議論となるようなポイントについて、もう少しご認識をお聞かせを願いたいと思います。

それから、先ほど1点漏らしましたが、前回のときにも少しお尋ねをしたんですが、この上郷の地点でのお話で、地元の合意の考え方ということで、管理者の方のお考えも聞かせていただきました。いわゆる地域自治あるいは地域住民の自治という部分と、それから広域で必要な施設を整備していくという責任において、地域住民、いわゆる地区の住民の合意をどのようにとらえるかによって、このハードルが高くもなり、低くもなるということだと思います。この点について、今、管理者として率直なご認識がありましたら、今の時点でのご認識をお聞かせを願いたいと思います。

以上、2回目の質問とします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 副次的に当局がバックアップしたり、あるいは詳しい専門家が進路を誘導するのではないかという、そういったご懸念がございました。これはすべての場合に言えることであります。つまり普通の日常感覚を入れようとする、勢いその方々には専門的知識はございませんので、当然専門家の意見に引っ張られる可能性は持っております。これはどんな場合でもあり得ると。他方で、その委員がみずからの考えをしっかりと述べるという態度をお持ちである場合には、そのことも踏まえた上で、しかしそれは日常感覚と合わないということが言えるはずでありますので、まさにその議論を期待をしていると、そういうことでございます。

それと、実はこれまでかなり厳密な議論をして前回のときには選んだわけでありましてけれども、選んだところを見てみますと、それほど実は難しい議論ではないのではなかったかと思えます。つまりごみ処理施設をつくらなければいけない。北但じゅうからごみが集まってくる。幾つかの場所が、候補地があります。やっぱりあそこがいいよねということが大抵はわかるのではないかという気もいたします。つまり何か物すごく難しい条件があって、例えば地質がこれではだめだとか、あるいは岩盤がこうであってはいけないとか、風向きがこうであってはもう絶対いけないとかという、そんな複雑な施設ではございませんので、多くは常識的な意見を交わす中でいけるのではないかというふうに私は思います。

ただ、地質の専門家が、そうは言うけど、ここの地質はどうもやっぱりぐあい悪いでと、これはなかなか日常的な感覚とは違う分野でございましてから、そういった観点からのチェックは要るのだろうというふうに思います。また、ごみ処理施設を建設し、運転した経験をたくさん持っているという方が仮に入ってくるとすれば、その方から見ると、いやいや、確かに日常感覚としてはそこがよさそうに見えるけども、ここにはこんな問題が潜んでいるよということを書いていただくことによって議論が交わされていく。そこで引きずられたままになるのか、みんなが本当に合理的に納得するのか、それはその場その場のことになるのではないかというふうに私は思います。

それと、選定委員会が一つに選んだ後でも最終的には管理者としての私の責任において判断をさ

せていただきます。といいますのは、選挙によって選ばれている人間は、私は管理者としては直接ではありませんけれども、つまり豊岡市長として、私だけであるわけです。住民代表ということでメンバーに入らせていただきますけれども、しかし、厳密な意味でいくと、住民代表ではありません。つまり北但の住民を代表するような選定手続は一切経てないわけでありますから、その意味では、必ずしも選定委員会がみんな自分で決めるということが本当に民主主義に合うのかということ、その問題もございますので、いわば選挙によって選ばれているという、まさにその正当性を持つてる側からの判断ということは当然あり得るはずでありますし、その部下である職員たちが委員の人たちと議論のやりとりをするということは、むしろ大切なことではないかというふうに私としては考えているところです。

ただ、今回特に選定委員会方式というのを私たちが採用することにいたしましたのは、上郷の皆さんとのやりとりの中で、これはもうかなりの頻度で、おまえたちは我々のところに持ってくるように決めたいだろうということを相当言われました。行政だけで都合のいいように内部で決めたいだろうという批判もいただきましたので、そうではなくって、いろんな方々が、別に行政に何も義理があるとか、あるいは行政にそっぽを向かれたら困るというような人たちではない人たちが集まってやったという、まさにそのことが大切なのではないかと、このように考えているところでございます。

それから、地元合意の考え方についてのご質問もいただきました。これはもうまさにケース・バイ・ケースなんだろうというふうに思います。地域の中で相当たくさんの方々が反対をされて、そして地権者自体も反対をされてというような場合に、地区の合意というものがかなり大きな要素を占めてまいります。ところが、これはたしか市議会だったか、ここの全員協議会だったか忘れましてけれども、例えば地権者が、うちにはぜひ来てくれとおっしゃってるような場合、つまり既に村人である人がぜひ来てくれというようなことを上げられるとする場合に、果たしてその地域の合意というものをどこまで厳密に考えるのかというようなことだってあるかと思えます。これはもちろん理解を得る努力をしないということではございませんで、理解を得る努力は徹底的にするという前提でありますけれども、その上でなお、ぎりぎりのところでどうするかというのは、ケース・バイ・ケースで考えていく必要があると、このように考えているところです。以上です。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 先ほどの選考委員の関係でございますが、6ページにも書いておりますように、学識経験者3名を選ぶというふうに書いておりますが、この中のメンバーが選考委員として選考するというところでございます。

議長（青山憲司） 5番伊賀央議員。

伊賀 央議員 これでも最後になりますが、おおむね納得はできるんですが、やっぱり議論を交わすことが大切、その過程が大切である。それは例えばいかに本来はガラス張りであるかということところがやっぱりすごく大切なんだろうと思います。仮にどんなに議論を真摯に、大まじめに、恣意的でなく、公共の思いを持って議論を重ねたとしても、それが外部にガラス張りで伝わらない以上は、

いろんな思いがやっぱり出てきて、これはもう仕方ない、当然の部分だろうと思います。それでいくなれば、いかにありのままの議論の姿を選定の過程から明らかにしていくかというのが、逆に言えば、今、中貝管理者がおっしゃったさまざまな危惧を事前に地域住民の方に十分ご理解をいただけるというところに私はリンクしていくんだろうと思います。そういった意味では、先ほど管理者の方からご発言がありましたけれども、いわゆる圧力を感じながらいろんな物事を決めていくということに対する対処法としての情報開示のあり方というご発言もありましたけれども、こういったところもぜひ一度また、もう少し詳しくご検討いただいて、なるべくならさまざまな局面で、さまざまな情報をタイムリーに出すということについて、ぜひご検討をいただきたいと思いますし、ご認識があれば、その分についてもお聞かせを願いたいと思います。

ケース・バイ・ケースのいわゆる地元合意のお話でありましたけれども、もう一つは、その場その場の判断の中で、学識経験者あるいは市民よりもいろんなことがわかってる人たちが、逆に言えば公正で公平な観点から議論を深めていくという、そういう議論をリードすることをぜひ管理者の立場から、そういったお立場になられる方にも、そこら辺については十分また意見交換をしていただきたいなど、このように思います。これについてもご所見があればお尋ねをしたいと思います。

それから、そのケース・バイ・ケースなのですが、危惧するのは、やっぱり後ろが決まって、なかなか作業が進まないとなると、逆に言えば、どんな施設でも必ず市民にとって必要な施設なんだから、つくらねばならないという、一方で為政者としての顔があります。この観点の中から、最後、焦りの中で、荒い対応にならないとも限らないということもありますので、この点については、みずからなるべくハードルを、もちろんだからそれはご答弁の中で理解を得るというのは当然だけれどもという条件はついておりましたけれども、逆に言えばそれが全面的に出るべきだと、そういったことを思います。地権者がぜひ来てくれ云々というようなことが最初に出るのではなく、やっぱり可能な限り理解を得るところをまず前面、大前提に出して、今後とも進んでいただきたいなど、このように思います。

それから、これはひとり言なのですが、先ほどの条例の改正案の部分で、条例上の不備によって当該職員に迷惑にかかっているということは事実だろうと思いますので、その分、救済する措置はないということで断言をされずに、申しわけなかったなど、心からの表明をぜひされるように、これはひとり言でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 実は、ガラス張りに関する伊賀議員のご意見は、私もよくわかります。他方で、議員もご理解いただいていると思いますけれども、まさに候補地が絞られた段階で騒然となる可能性があって、その折り合いをどうつけるかということで、今回お示ししているような案になった次第でございます。

実は前回、上郷のときには、こういった選定委員会というような方式をとりませんでした。なぜだということをどなたか聞かれたことがあると思いますけれども、実はこの決定というのは大変重

い決定でありますし、いわば恨まれる、嫌がられる決定になる可能性が大変高いものでございます。その責任をだれが負うのかということを考えまして、それは私が負わなければいけない。例えばだれか別の人たち、委員会を設けて、どここのだれさんが上郷だと決めたという、その人に対してすべての批判が行ってしまう。そういったことを本当に求めるのかどうか。その責任は私が負わなければいけないという観点で、前回のような、いわば行政の直接決定方式をやったわけでありませぬ。

この構造は今後も変わることはございませぬ。したがって、委員の方々にはもちろん自由闊達な議論をやっていただき、妥当な結論を出していただくことを望んでおりますけれども、しかしながら、委員の方々自身にその地域の人たちから直接的に、おまえが選んだというような批判とか、あるいはプレッシャーが行くことがないように私たちは配慮する必要があるのではないかと、そのようないわば政治的な責任を個々の委員に負わせてはならないというふうに私は思っております。したがって、そこのいわば両方とる形でやろうとすると、委員会そのものは非公開、そして基本的に知り得たプライベートな情報については委員は漏らしてはならないという条件をつける。しかしながら、前回の委員会にこういう議論があって、名前は恐らく伏せることになるかと思えますけど、こういう議論があって、それに対してこういう反論がなされた。その議論の過程をできるだけ正確に外へ出していくことによって折り合いをつけていく。こういうことではないかというふうに私は思っております。

現に、余談ですけど、城崎の家族ぶろについての議論がございました。それも県の委員会の方では議事録が公開されておりましたので、それを見ることによって、こんな議論をしてくれたんだなということがわかりましたので、その議事録のありようによっては、十分議論の過程というものを知っていただくことができるのではないかとというふうに思います。むしろ整理されている分だけ、だらだらと長くしゃべったりする方もありますから、私のように、そうすると、議論が整理されている分だけむしろわかりやすいという利点も場合によってはあるのではないかとというふうに思います。透明性を十分図りつつも、しかし潤達な議論を図る、確保する。いわば時として相反する両方の要請を満たすものとして、今回お示ししているような案になったというふうにご理解を賜りたいと思います。

それから、学識者に公平な立場でのことをよく頼むようにということでございますけれども、もちろんそうであります。学識経験者って別に何も豊岡市内の私の隣のうちの方を選べば別でありますけれども、恐らくそうはならないでありましょうから、私自身に何ら利害関係のない方を恐らく選ぶことになるかと思えます。あるいは豊岡の中の個々の利害とは関係ない方が来られるわけありますから、その方々はみずからの良心に従って公平な立場で議論をいただけるものと、このように考えております。以上です。

議長（青山憲司） ほかに質疑ございませぬか。

6 番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 簡単に1点お聞かせください。候補地のリストアップの件なんですけど、2項のイの分

に、文書による依頼ということで、各区長さん、議会議員、1市2町の分とか、事業者等に出されるわけですが、どこまでの情報を提供をお願いされるのか。場所だけでいいのか。あるいは地権者が何名おるとか、地目はこうなってるとか。どの辺の状況までを求められるというのか、提供をお願いされるんでしょうか。また改めて情報提供は文書によるものなのか、あるいは一元化をして、この項目に書き入れてくださいという、そういう書式をもって示されるのか。そのあたりはいかがでしょうか。1点だけ教えてください。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） この情報提供を求めることにつきましては、先ほども管理者が申し上げましたが、どういう情報が得られるかわかりません、先ほど管理者が言いましたように。ここがいいし、区長としては、ここどうですかとか、あるいはここはこういう地域で、こういうふうになってますよと、ここは推薦できますよとか、いろんな情報が入ってくるだろうというふうに考えております。私たちの方は、その情報をいただいた段階で、余り書式だとか形式だとかこだわらずに、まずはその情報をいただいた時点で、その後、さまざま聞いていくきっかけにしていきたいというふうなことでございますので、深くそこでは追い求めてまずはいかないで、情報を得ていきたいということです。

それで、文書をお願いいたしますのは、候補地を選定します場合の土地情報についていただきたいというふうな書き方をしておりますので、個々細かくどうのこうのというふうには書いておりません。したがって、もう1回繰り返しますが、そのいただく方によって、どういう内容のものが出てくるかわかりませんが、それを情報としていただくという考え方であります。

それで、文書では考えておりません。電話でいただく方法がほとんどだろうと思いますし、場合によれば直接お見えになる場合もございますし、それはいろいろ考えましたら、例えば写真を撮って、ここ、ここ、こうなんだけど、どうですかとか、あるいは情報提供者が、ここ、こういう状況で、こう考えるけれども、どうですか、場合によれば地域振興はどうですかとか、いろんな形の情報提供のされ方があるというふうに考えておりますので、その辺、やわらかい方法で受けとめて、いい方向に持っていきたいという考えであります。

議長（青山憲司） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 では、討論いたします。

ごみの問題につきましては、減量化、資源化、これをさらに一層進めるべきであるというふうに思っております。今回、上郷での受け入れ拒否という住民の皆さん方の意思表示があったということ、私は一つのチャンスだと思っております。そういうときに、以前と変わらない1カ所にこだわる方式を採用されているということが見えてまいりました。私は、厳しい財政状況を見据え、本

当に住民の負担を減らすということの中では、1カ所にこだわらない方式、これをやっぱり考えていくべきではないか、そういう時期ではないか、そういうチャンスではないかという立場から、今回の補正予算につきまして、1カ所でやるという意思表示を示されておりますので、反対の立場で討論いたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 ドイツなんかではごみ処理場の数を減らそうと、こういう政策に取り組んでおられます。北但の議会でも数を減らして1カ所でやろうと、こういう議論でございます。ちなみに旧城崎町、旧日高町にあったごみ処理場、今、岩井にあるごみ処理場、技術的には格段の施設に変わっております。これをさらに安心して安全な施設に変えていこう、こういう議論でございますから、しっかり選定をしていただいて、新しい施設が一日も早くできることを願って、賛成の討論いたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

第8号議案については起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（青山憲司） 起立多数でございます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第63回北但行政事務組合議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後5時37分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（青山憲司） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、また、大変お疲れのところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今期臨時会は、管理者提出案件4件につきまして、慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

北但行政事務組合では、新たな施設候補地を選定委員会方式で選定することとなりました。一日も早く施設候補地が決定できますようご祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさついたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、私から4件の議案を提案をさせていただきましたが、いずれも原案のとおり適切妥当な決定をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

本日の議論でもございましたように、ごみ問題、まず徹底してこれを減らすということが第一でございますので、この点につきましては引き続きそのような努力を行いたいと思います。

しかし、それでもなおごみが出てくるというのが、これが現実の姿でございます。その出てくるごみを私たちは適切に、確実に、そして衛生的に処理する責務を負っております。この責務を果たすために、今後とも全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましても引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。